

「住民の皆様による、福祉のまちづくりを目指して」

# 令和6年度 「小郡市社会福祉協議会」 賛助会費にご協力をお願いします

## Q. 「社会福祉協議会」とは？

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法第110条の規定に基づき各都道府県・各市町村に設立された社会福祉法人で、私たちの住む地域の福祉課題をみんなで協議する民間の団体です。

日本の社会福祉の仕組みは、戦後、形づくられました。国は、児童福祉法や身体障害者福祉法、生活保護法、社会福祉事業法と、法律を整備し、国の役割と責任を明確にしていくとともに、国のみによらない民間の社会福祉事業の推進、さらには住民による福祉活動を興し、この力を束ねることによって市民の立場から自主的な地域社会づくりをすすめていくために、全国すべての市区町村に住民による住民のための福祉団体を創ることを促しました。こうして誕生したのが、社会福祉協議会です。

## Q. 「社協の組織はどのようになっているの？」

市町村に設置された社協は、社会福祉や保険医療、教育などの関係者更には地域社会を形成する住民など様々な専門家、団体、機関によって構成されています。

小郡市社協では、理事に民生委員児童委員協議会、区長会、老人クラブ連合会、社会教育関係、女性団体、母子寡婦福祉会、ボランティア団体、市行政関係、学識経験者など12名で構成。また、評議員には、議会、教育機関、福祉・経済団体、福祉施設、保育所、青年会議所、NPO、更生保護団体、保健医療団体など20名で構成しております。事務局は、総務係・地域福祉係・生活支援係・ボランティア情報センターに分かれ業務を行っています。

## Q. 「社協の財源は何？」

小郡市社協の職員人件費は、市補助金・委託金で賄われていますが、地域福祉活動を進める財源（いわゆる地域福祉事業費や団体配分金）は、共同募金や、寄付金（一般寄付・香典返し寄付等）などで運営しております。

## Q. 「社協会費って？」

すべての人が安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるための自主財源の確保・補強を図るという意味と、一人ひとりが地域福祉を自らの活動として受け止め、参加・参画していただくという2つの意味をもっています。

決して強制ではありませんが、一人でも多くの方々に、趣旨にご賛同いただき、会員加入と地域福祉推進にご協力いただくことを願っております。

■ 賛助会費	★ 団体会費	—□（年額）	5,000円
	☆ 個人会費	—□（年額）	1,000円

（何口でも加入できます）

■加入・問合せ 小郡市社会福祉協議会 総務係  
小郡市二森1167-1（小郡市総合保健福祉センター「あすてらす」内）  
電話 0942-73-1120 FAX 0942-72-5694



# 皆様からご支援いただいた会費は こんなことに使われています



ふれあいネットワーク  
～公民館でのサロン活動～



ボランティア養成講座

◆高齢者世帯や要援護世帯が地域で孤立、  
無縁にならないように見守り支援する  
「ふれあいネットワーク」活動

◆社会福祉協議会だよりの発行（年4回）

◆社協バスの運行

◆ボランティア情報センター運営の一部に  
充てさせていただきます

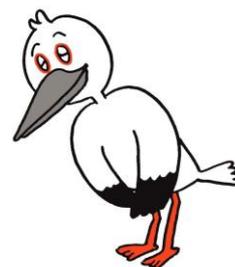


社協バスの運行

令和5年度ご協力いただいた会費納入額は 2,775,476円

【個人賛助会費（118件）	240,000円】
【団体賛助会費（29件）	190,000円】
【戸別会費	2,345,476円】

ご協力ありがとうございました



もっと知りたい社協のこと

小都市社協

検索

